

令和3年度からの技術検定制度の改正について（お知らせ）

（種目を建設機械施工管理とするもの）

令和元年6月12日に公布された建設業法の一部改正により、建設機械施工技術検定の試験制度も改正となりました。

◎主な改正点

① 技術検定の名称

- ・名称が、「建設機械施工技術検定」から「建設機械施工**管理**技術検定」に変わります。

② 技術検定の方法

- ・これまでは学科試験と実地試験で1つの技術検定でしたが、令和3年度からは、第一次検定と第二次検定の2つに区分され、それぞれに合格証明書が交付されます。

③ 受検の機会

- ・第一次検定の合格者は、第二次検定を合格するまで何回でも受検できるようになります。
- ・1級第一次検定は、2級技術検定の合格者であれば受検でき、第一次検定に合格した後に必要な実務経験を積み第二次検定を受検することができます。
- ・2級第一次検定は、満17歳以上の者であれば受検でき、第一次検定に合格した後に必要な実務経験を積み第二次検定を受検することができます。

④ 合格者の処遇

- ・第一次検定の合格者は「(1級または2級)建設機械施工管理技士補」を、第二次検定の合格者は「(1級または2級)建設機械施工管理技士」を称することができます。
- ・第二次検定の合格者は、労働安全衛生法の特定自主検査の有資格者や、運転技能講習等の免除に関する処遇もこれまでと同じです。

⑤ 受験手数料の改定

- ・建設業法施行令が改正され、受験手数料について改定されました。

※上記について、令和2年7月現在で試験機関として把握しております詳細は以下のとおりです。

なお、法令改正および制度改正についてのお問い合わせは、国土交通省の技術検定を担当する部署へご連絡をお願いします。

1. 検定試験の概要

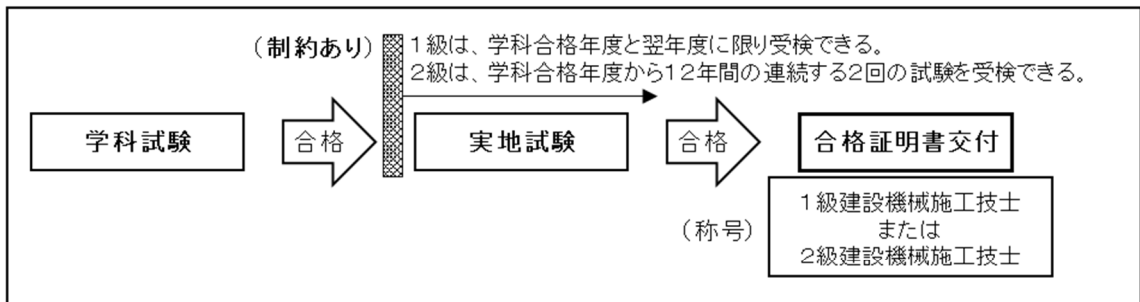
(1) 現行制度

- ・学科試験と実地試験の両方の試験に合格した者が技術検定の合格者となって、合格証明書が交付されます。
- ・技術検定の合格者は、「(級別の) 建設機械施工技士」の称号を称することができます。
(学科試験の免除)
 - ・学科試験の合格者は、1級は学科試験合格の翌年度に限り、2級は合格年度を含む12年間に実施される連続する2回の実地試験について、学科試験が免除されます。

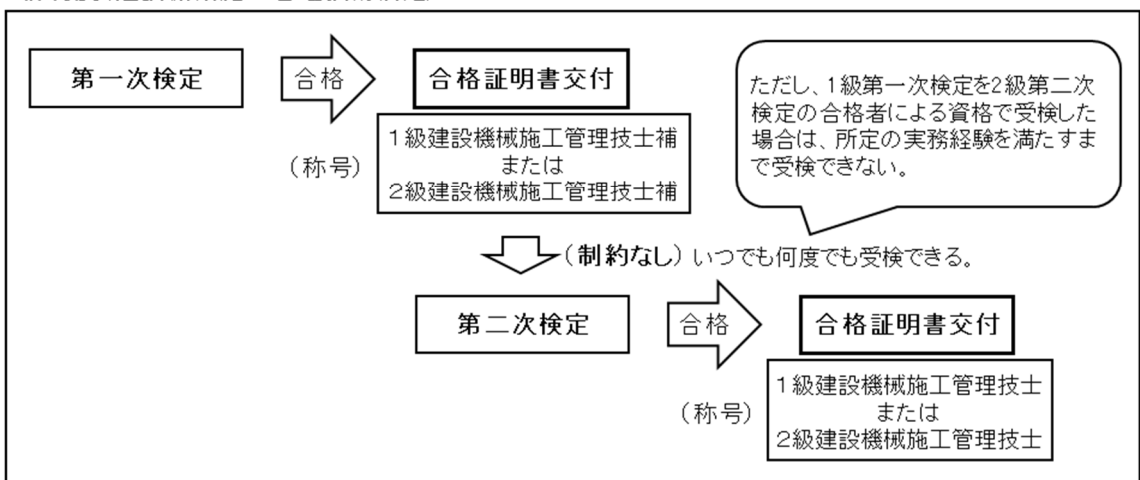
(2) 新制度

- ・検定種目の名称が「建設機械施工」から「建設機械施工管理」に変わるとともに、試験が第一次検定と第二次検定に分かれ、それぞれの合格者に合格証明書が交付されます。
- ・第一次検定の合格者は、「(級別の) 建設機械施工管理技士補」の称号を称することができます。
- ・第二次検定の合格者は、「(級別の) 建設機械施工管理技士」の称号を称することができます。
- ・第一次検定の合格者は、第二次検定の受検の資格を恒久的に得ることができます。ただし、1級第一次検定を2級第二次検定の合格者による資格で受検した場合は、所定の実務経験を満たすまで受検できません。(「3. 受検資格」を参照ください。)

現行制度(建設機械施工技術検定)



新制度(建設機械施工管理技術検定)



2. 合格者の資格

(1) 第一次検、第二次検定合格者の資格

詳細については、後日公表します。

(2) 監理技術者補佐の役割

- ・1級第一次検定の合格者については、一定の要件を満たす場合、専任の監理技術者を置くことが求められる建設工事において、監理技術者補佐として業務に就くことができます。
- ・監理技術者補佐を選任で配置した場合、監理技術者は、専任の監理技術者補佐を置く2つの建設工事の監理技術者となることができます。

※上記の外、第二次検定の合格者は、合格の級および種別によっては、労働安全衛生法における特定自主検査（事業内検査に限る）の有資格者になれるとともに、運転技能講習の全部または一部が免除される。（現行制度の1級および2級合格者と同じ）

3. 受検資格

1級の第一次検定は、2級第二次検定の合格者（現行の2級合格者）であれば受検できるようになります。2級については、第一次検定は学科試験、第二次検定は実地試験の受検資格と変わらない予定です。（詳細は、受検資格に係る省令改正の手続きの終了を受け、令和3年度の受検の手引で掲載いたします。）

級	検定名	受検資格（下線部が追加）
1級	第一次検定	現行制度の1級受検資格を有する者または <u>2級第二次検定の合格者</u>
	第二次検定	第一次検定の合格者で、現行制度の1級受検資格を有する者
2級	第一次検定	受検年度末に満17歳以上となる者（現行制度の2級学科試験受検資格と同じ）
	第二次検定	現行制度の2級実地試験受検資格を有する者

(注)：受検資格については、省令改正の手続き中のため、下線部以外は予定となっています。

4. 経過措置

今回の制度改正のほか、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度の実地試験の一部が令和3年度に延期されたことに伴い、令和2年度までに学科試験を合格した者のうち、令和3年度以降に学科試験の免除を受けて実地試験を受験できるとされていた者へは、次のような経過措置が設けられております。

(1) 1級学科試験の合格者（令和2年度の合格者に限る。）

令和3年に一部延期となる実地試験に不合格となった場合は、令和4年度に行われる1級第二次検定に限り、第一次検定の免除者として受検することができます。

- ・合格者は、令和4年度の建設機械施工管理技術検定の合格者として「1級建設機械施工管理技士」の称号を称することができます。

(2) 2級学科試験合格者（平成28年度から令和2年度までの合格者に限る。）

① 令和2年度に「2級実地試験（1回目）」を受検した者

令和2年8月下旬から9月中旬に行われる実地試験（実技）に不合格となった場合は、令

和 3 年度に行われる 2 級第二次検定に限り、第一次検定の免除者として受検することができます。

- ・合格者は、令和 3 年度の建設機械施工管理技術検定の合格者として「2 級建設機械施工管理技士」の称号を称することができます。

(注)：令和 2 年度の実地試験 (1 回目) について、受検の取り消しを行った場合は、④の該当者になります。

② 令和 2 年度に「2 級学科試験・実地試験」を受検した者

令和 3 年に延期となる実地試験に不合格となった場合は、令和 4 年度に行われる 2 級第二次検定に限り、第一次検定の免除者として受検することができます。

- ・合格者は、令和 4 年度の建設機械施工管理技術検定の合格者として「2 級建設機械施工管理技士」の称号を称することができます。

(注)：令和 2 年度の実地試験について、受検の取り消しを行った場合は、③の該当者になります。

③ 令和 2 年度に「2 級学科試験のみ」を受検した者

令和 2 年度の「学科試験のみ」に合格した者は、令和 3 年度から令和 13 年度までに行われる 2 級第二次検定のうち、連続する 2 回について、第一次検定の免除者として受検することができます。

- ・合格者は、受検年度の建設機械施工管理技術検定の合格者として「2 級建設機械施工管理技士」の称号を称することができます。

④ 令和 2 年度までに「2 級実地試験」を一度も受検していない者

平成 28 年度から令和元年度までの学科試験合格者のうち、一度も実地試験を受検していない者は、学科試験の免除期間に行われる 2 級第二次検定のうち、連続する 2 回について、第一次検定の免除者として受検することができます。

- ・合格者は、受検年度の建設機械施工管理技術検定の合格者として「2 級建設機械施工管理技士」の称号を称することができます。

◎令和 2 年度技術検定の日程一覧表 【⇒下段 4.関連情報 (4) を参照】

◎令和 2 年度および令和 3 年度における技術検定の流れ

【⇒下段 4.関連情報 (3) を参照】

5. 受験手数料

	令和 2 年度まで		令和 3 年度以降	
	学科試験	実地試験	第一次検定	第二次検定
1 級	10, 100 円	27, 800 円※1	14, 700 円	38, 700 円※2
2 級	10, 100 円	21, 600 円	14, 700 円	27, 100 円

※1：2 級合格者で実技試験の免除を受ける者は、1 種別につき 6, 400 円を減額。

※2：2 級合格者で実技試験の免除を受ける者は、1 種別につき 9, 600 円を減額。